



改正・入管法に基づく

新・在留資格「特定技能」 徹底対策セミナー

講師 弁護士法人グレイス
企業法務部
弁護士 片岡 邦弘

講師プロフィール

(所属)

- 日本弁護士連合会
- 第一東京弁護士会（弁護士登録番号：38619）
- 第一東京弁護士会労働法制委員会委員
- 経営法曹会議会員
- 日本労働法学会会員
- 公益財団法人東京都福祉保健財団外国人介護従事者受入れ環境整備検討委員会委員

(取扱分野)

- 企業法務一般／人事・労務／訴訟・労働審判・団体交渉・労働委員会／出入国管理法
- 監理団体の顧問業務、技能実習法に基づく外部監査・外国人技能実習機構対応
- 監理団体向け技能実習制度専門サイトの提供（<https://lawyer-grace.com/>）等

(略歴)

- 早稲田大学法学部卒業、千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻修了。
- 平成20年12月弁護士登録（新第61期）、服部明人法律事務所入所。
- 株式会社L I X I Lの社内弁護士、東京都労働委員会事務局（特定任期付職員）を経て、平成30年7月より弁護士法人グレイス東京事務所。

弁護士法人グレイスとは



2009年に鹿児島市で、古手川総合法律事務所を開設。13年に法人化し、チーム制を導入。14年に東京事務所開設。18年に福岡事務所開設。現在、弁護士12名、社会保険労務士1名、事務スタッフ22名で運営。16年に事業部制を導入して、企業法務部、家事部、事故・傷害部を設置。法人顧客から個人顧客まで幅広く対応 (<https://gracelaw.jp/>)。

●東京事務所

〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布3243 3階
TEL/03-6432-9783

●鹿児島事務所

〒892-0828 鹿児島県鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階
TEL/099-822-0764

●福岡事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目11番15号 博多駅東口ビル
2階 (204) TEL : 092-409-8603



弁護士法人グレイスの理念

当事務所は、**企業、経営者の皆様が本来のビジネスに集中できる環境を構築することを最優先に考えています。**

また、法律事務所とは、**法律事務を提供するサービス業**であるということを所員全員で共有しています。

サービス業であるからこそ、**正確、且つ、迅速なサービスのご提供が不可欠**であるため、顧問先企業様の増加に伴い、優秀な弁護士を随時増員しています。

また、当事務所は、法律事務の提供にとどまらず、企業のビジネスマッチング、新規事業のご提案、M & Aのご提案などの、コンサルティングサービスのご提供も行っています。

当事務所は、顧問先企業様の発展を願い、**法律事務にとどまらない、様々なサポート**をさせていただくことにより、貴社の発展に尽力させていただきます。

はじめに

コンビニで働いている外国人労働者はなぜ働けるのでしょうか？

はじめに

在留資格 = 外国人が日本に適法に滞在するための法的な地位



外国人は原則として、**その在留資格に属する活動の下で許容されている活動**以外の**就労活動**（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）を行うことはできません。



許可された在留資格に応じた活動以外の就労活動を行おうとする場合、あらかじめ**資格外活動の許可**を得ることが必要です（※ 1 週間に **28 時間** 以内、活動場所において風俗営業等（キャバレー、料亭、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンターなど）が営まれていないことといった制約があります）。

はじめに



不法就労活動の罰則

外国人は原則として、**その在留資格に属する活動の下で許容されている活動**以外の就労活動を行うことはできません。



不法就労活動を行った場合、当該外国人には**資格外活動罪**（入管法70条1項4号、73条）、当該外国人に就労させた者には**不法就労助長罪**（入管法73条の2第1項）が成立します。

※三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金（併科されることもあり）



不法就労助長罪では、外国人の不法就労が行われた場合、知らないことに過失がない場合を除き、法人や経営者、社員も刑事責任を問われる可能性があります。（入管法73条の2第2項）

※過失がないことの立証は極めて困難です。

はじめに



3種類の在留資格

① 就労活動ができない外国人

② 決まった種類の就労活動ならできる外国人

③ 就労活動に制限がない外国人

「特定技能」はここ！

本日のアウトライン

1. 改正入管法のみるべきポイント
2. 外国人労働者を連れてくるための手続きの内容
3. これだけはやってはいけないNG事例
4. 弁護士法人グレイスグループのサポート体制